

新宿区自治基本条例区民検討会議 開催概要

第43回 平成22年 4月27日開催 午後6時30分から午後7時55分 人材育成センター研修室B

出席委員 別紙のとおり

学識経験者 牛山氏

検討連絡会議委員 なし

事務局等 寺尾、徳永、佐藤、濱野、林、山岸、高山

傍聴者 0名

配布資料 【資料1】条例に盛り込むべき事項運営会案(第42回区民検討会議検討結果を反映)

【資料2】第42回区民検討会議開催概要

このほか、以下の資料を使用した。

【第42回配布資料】ワークショップまとめ整理案(行政)(議会)

【第42回配布資料】第40回ワークショップの各班まとめ

【第42回配布資料】第40回ワークショップの全体まとめ

【第42回配布資料】第41回ワークショップの各班まとめ

【第42回配布資料】第41回ワークショップの全体まとめ

1 全体討議の進め方について

検討項目6「情報の共有」、検討項目16「税財政」の条例に盛り込むべき事項運営会案についての報告を行い、検討を行う。検討項目7「議会の役割」については、次回の会議で検討する。

2 運営会からの報告及び全体討議

第46回及び第47回運営会で整理された運営会案、運営会合意事項、その他について報告され、それをもとに全体討議が行われた。

運営会からの報告及び全体討議の詳細は別紙のとおり。

全体討議で、以下のことが合意された。

財政運営について

・運営会案17は、「行政は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努めなければならない」と「行政は、区民の税等の負担の適正化を図らなければならない」に分割、修正のうえ、合意された。また、前者の覚書きとして、この案には財政の悪いときには区債発行を抑制するといった趣旨が含まれていることを明示する。

・運営会案18は、「行政は、歳入、歳出等、財政状況を区民にわかりやすく説明し、財政の透明性の確保に努めなければならない」に修正の上、合意された。

・運営会合意事項9, 10が合意された。

説明責任と情報の共有について

・運営会案20が合意された。

参加と協働について

・前回の会議では運営会案16は仮案であったが、今回、改めて案として報告され、合意された。

その他について

・配布資料上、運営会案19となっているが、第47回運営会で、この案を撤回することとした。その上で、この趣旨については、検討項目15「教育」で検討することが運営会から提案され、合意された。

・運営会合意事項11,12が合意された。

前回の会議と今回の会議で合意された条例に盛り込むべき事項について、以下のように分類することが合意された。(運営会案が修正されている場合も含め、便宜的に運営会案の番号で示す)

・「区長の位置づけと役割」	1, 2, 3	(3事項)
・「行政の役割と責務」	4, 5, 6, 7	(4事項)
・「職員の責務」	10, 11	(2事項)
・「行政運営」	8, 9, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 20	(12事項)

4 事務連絡

「新宿自治基本条例区民検討会議 検討経過報告書(平成21年度)」(案)についての意見の有無の確認し、特に意見はなかった。調整中の49ページから51ページが整いしだい、配布することとなった。

以上

第43回 委員出席簿 凡例： 出席、× 欠席

番号	氏名	フリガナ	43回 会議
1	高野 健	タカノ ケン	
2	津吹 一晴	ツブキ カズハル	×
3	黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル	
4	野尻 信江	ノジリ ノブエ	
5	富井 敏弘	トミイ トシヒロ	×
6	古澤 謙次	フルサワ ケンジ	×
7	和田 博文	ワダ ヒロブミ	
8	平岡 徹	ヒラオカ トオル	
9	安田 明雄	ヤスダ アキオ	
10	城 克	ジョウ マサル	×
11	斉藤 博	サイトウ ヒロシ	
12	森山 富夫	モリヤマ トミオ	
13	吉川 信一	ヨシカワ シンイチ	
14	樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	×
15	来栖 幹雄	クルス ミキオ	
16	山下 馨	ヤマシタ カオル	×
17	徳永 久子	トクナガ ヒサコ	
18	小林 辰男	コバヤシ タツオ	
19	竹内 妙子	タケウチ タエコ	
20	水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	×
21	喜治 賢次	キジ ケンジ	×
22	犬竹 紀弘	イヌタケ トシヒロ	
23	河村 寛二	カワムラ カンジ	
24	大友 敏郎	オオトモ トシロウ	
25	田中 尚典	タナカ ナオノリ	
26	渡辺 翠	ワタナベ ミドリ	
27	井上 愛美	イノウエ アイミ	×
28	植木 康雄	ウエキ ヤスオ	×
29	今井 茂子	イマイ シゲコ	×
30	中村 国敬	ナカムラ クニヒロ	
31	土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	
32	三木 由希子	ミキ ユキコ	×
参加者			20

全体討議の進め方説明

ファシリテーター 全体討議の進め方を説明します。本日は検討項目6「情報の共有」と検討項目16「税財政」について議論します。また、検討項目7「議会の役割と責務」について議論する予定でしたが、運営会案ができていませんので、本日の検討項目の議論が終了したら、本日の全体会議は閉会とします。そのあとに、運営会を開き、検討項目7の運営会案を作成していきます。

運営会からの報告と全体討議

ファシリテーター 【資料1】条例に盛り込むべき事項運営会案 をご覧下さい。7ページの「9. 財政運営」から議論していきます。まずは運営会案の報告をお願いします。

高野委員 ひとつめは運営会案17です。「財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努め、区民負担の適正化を図らなければならない」としました。ここには、バランスのとれた収支、自立的には、自治体として自立する、都区の関係も視野に入れるという意味を含みます。また、「財政基盤の確立」は自治体経営安定化の推進の意味し、税金の徴収も含めます。

ふたつめは運営会案18で、「歳入、歳出予算の執行状況等、財政状況を区民にわかりやすく説明するとともに、財政の透明性の確保に努めなければならない」です。これは、執行状況等にバランスシートなどの財務諸表を含みます。また、自主課税権については、運営会案17の“自立的”という言葉に含まれています。

このほか、運営会合意事項として、「年度赤字の責任」という意見は条例には盛り込まないことにしました。また、予算・決算に関することは、今、報告した2つの運営会案に含まれると考えたので、条例には盛り込まないことにしました。

ファシリテーター 前回の資料、ワークショップのまとめ 整理案の3ページから4ページ もあわせてご覧下さい。

今の報告に質問、意見はありますか。

高野委員 報告の補足をします。前回の資料ワークショップのまとめ 整理案 行政の4ページをご覧下さい。「バランスのとれた財政運営」と「財政を赤字にしない」、「年度赤字の責任として…」を1つのグループとして考えました。次に、「公平な徴税と公平な再配分」、「自治体経営の推進と…」を1つのグループにしました。そして、それらを1つにして案をつくりました。

ファシリテーター 質問、意見はありますか。

委員 運営会案17に「財政の健全化」とある。区債の発行を中止したり、債務の保証を中止したりするという内容になるのか。現在の区政は借金経営のように思える。今年度以降、区債の発行を中止する、債務の保証を中止するということまで、考えて書かれているのか。

事務局 区債はある一定の目的をもった建設区債になります。資産の部分ではマイナスではなく、例えば建物などが残るなど、モノが残るので、単純に赤字ではありません。財政状況が今年度以降厳しいことが予想されますが、赤字経営になっているわけではありません。

委員 高速道路も建設区債で作られるものである。しかし、道路は、現実には売却できない。売却

できないものを資産として考えるのか。帳簿上は合うが、現実にはどうなのか。

事務局 今の意見は、建物やそのようなものは資産に計上するべきではないということですか。

委員 基本的に売却できないものを、これから建設区債で作っていくとなるのか。

事務局 これからも作っていくと決まっているわけではありません。新宿区の財政状況に応じて対応をしていくこととなります。今後の新しい建物の建設などは、現在の財政状況を考えて、判断していくということになります。

委員 区債などが増えないようにしぼりかけることは、この自治基本条例では可能か。

事務局 自治基本条例上、区は建物を建てないということを含めるとのことです。

委員 そこまでは言っていないが、建設区債は巨額になる。20年かからないとゼロにならない計算で発行されている。民間から見ると長すぎる計画ではないかと考える。

委員 建物は60年もち、売れないものではない。

ファシリテーター これは、自治基本条例なので、そこまで細かいことは規定できないと思います。

委員 区債の発行を中止するなどのように、何らかの縛りをかけたい。

ファシリテーター 自治基本条例はなかなか改正できないようにすると、みなさん考えられていると思います。状況によって変わってしまうことは自治基本条例に盛り込まない方が良くと思います。

委員 それなら「健全な財政」とは何か。

委員 経営感覚で考えるべきだ。企業経営の中で借金をしてはいけないということはない。実際自分たちの持っているお金よりも大きいものを買って、段階的に支払っていくことが計画的な財政運営である。自治体の財政も大きなものを買う時には借金をしなければならない。それを規制することは、古くなったものも建て替えられなくなってしまう。自治基本条例にそのようなことは書けないと思う。今の国のように赤字国債に歯止めをかけるという考えは良いと思うが、ゼロにしるとは言えない。

牛山教授 区債は借金なので、乱発すると財政政策として問題があり、抑制していくという流れがあります。ところが、区債を発行しないと決めることも難しいです。公共事業を借金で行うことの効果もあります。例えば小学校を建てる時に、その建物は将来何十年も使うので、今の人だけでなく、将来の世代も負担することになるように、お金を借りて、返していくということを財政学の専門家は言います。よって、過剰に発行することは問題だとは思いますが、条例で発行しないと決めることも難しいと思います。覚書きの中で、財政の悪いときに、区債発行を抑制するような意味のことを書くということが良いと思います。

委員 それで問題はない。

委員 運営会案には、特別会計のことは含まれているか。

高野委員 当然に入る。

牛山教授 運営会案17は「財政健全化」と「区民負担」のことの2つの意味が入っていますので、文章を2つに分けた方が良くと思います。また、運営会案18で「歳入、歳出予算の執行」となっています。歳入、歳出は予算の執行のことを言うと思うので、文言整理が必要だと思います。

また、「説明するとともに」も「説明し」にした方が良いと思います。他の条例照らし合わせると、主語は「行政は」にするのでしょうか。

事務局 もし主語をつけるとするならば、行政運営のところに書くので、「行政は」になると思います。

高野委員 ここでは、決算をわかりやすくしてほしい、歳入、歳出、執行をわかりやすくしてほしいという意見があった。

事務局 予算は、歳入予算と歳出予算のことですから、「歳入、歳出」をはずしても中身の内容は変わらないと思います。

牛山教授 「歳入、歳出予算の執行状況等、財政状況」を「歳入、歳出等、財政状況」にすると分かりやすいと思います。

委員 執行状況は歳出を見れば分かると思うが、実際はどうか。

事務局 歳入・歳出予算書だけでは執行状況は分かりません。「予算」をはずして、予算上も執行上も含むと解釈すると「予算」をはずしても構いません。予算を入れると、予算だけなので執行状況は含まないと解釈できます。

ファシリテーター 案18は、「歳入、歳出等、財政状況を区民にわかりやすく説明するとともに、財政の透明性の確保に努めなければならない」というまとめ方でよろしいですか。では、合意とします。牛山教授より、案17について先程2つに分けるという意見をいただきましたが、いかがですか。

牛山教授 1つの条文には、1つの内容ですので、「行政は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努めなければならない」と「行政は、区民の税等の負担の適正化を図らなければならない」にして、分けるほうが良いと思います。

ファシリテーター 「行政は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努めなければならない」と「行政は、区民の税等の負担の適正化を図らなければならない」とし、後で文言を整理することでよろしいですか。

委員 「区民の」を外した方が良い。

委員 私は入れた方が良いと思う。

ファシリテーター 他に意見はありますか。

委員 案18についてだが、一般企業では、最近、3ヵ月ごとに決算報告をしているところもある。ここでは時期や回数をどのように考えているのか。半年後に報告を聞いて反対しても、その年が終わってしまう。

高野委員 今、会計の仕方が一般企業に近づきつつある。

委員 「わかりやすく説明し」という文言があるから良いのではないか。

委員 この文章では、12月末に報告をしても良いと考えられる。

事務局 単年度決算というかたちを採っていますので、年度途中で決算を行ってはいけません。中間時点でどのように把握するかの手法が難しいです。

委員 一般企業では、そのように財政報告をする。難しくはないと思う。

委員 議会を傍聴しにいけば分かる。議会は区から執行状況等について説明を受けているから議会に行けば分かる。

委員 「わかりやすく説明する」と書かれているが、今の状況で分かりやすいか。

牛山教授 企業の場合は、これから何かを売ろうとしても、何個売ったか分からないので何回も報告があると思います。行政は、予算があって、どのように使うかを決めます。その途中でしっかりと使われているか監査をするという意味ですよ。

委員 歳入予算についてもチェックするということではできないのか。

牛山教授 民間企業は歳入は刻々と変化しますが、行政は予算をたてるときには、人口や納税の予定について、大体の収入が決まっています。例えば、住民税は前年の収入に対してかけられますよね。私は、度々報告することを否定するのではなく、企業との違いがあると思います。

委員 年度の予算を決めると変更しないように聞かせる。

委員 そうではない。大体、9月に補正予算を組む。

委員 それは増える場合である。減らす場合はないのか。

委員 減る場合もある。

牛山教授 それは、その度に議会にかけなければ変更できません。

委員 「わかりやすく説明」をどのように考えるのか。

牛山教授 (2)の文章の後半の「財政の透明性の確保」で読んでいただくべきだと思います。

委員 分かった。

委員 ここには、特別の事案が発生したときの補正予算について盛り込まなくて良いのか。

ファシリテーター 盛り込むとは具体的にどのようなことを盛り込むのですか。

委員 緊急対応などのことである。

ファシリテーター 緊急対応の補正予算をここに規定するということですね。

事務局 (2)の「歳入、歳出」に含まれるという解釈でよろしいかと思います。

ファシリテーター 他に意見はありますか。

委員 覚書きとして、「歳入、歳出」には補正予算が含まれると書きたい。

委員 今の意見の補足だが、補正予算を含めた説明責任を負うことを書いておくと明確になる。

ファシリテーター 【資料1】条例に盛り込むべき事項運営会案 の補足ですが、区民検討会議案の下に書いてある中黒の部分は、運営会で出てきた意見をこちらでまとめたものです。

他にはありますか。では、運営会案17を「行政は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努めなければならない」と「行政は、区民の税等の負担の適正化を図らなければならない」に分け、運営会案18を「行政は、歳入、歳出等、財政状況を区民にわかりやすく説明し、財政の透明性の確保に努めなければならない」というまとめでよろしいですか。

では、合意とします。

運営会合意事項9・10は合意で、よろしいですか。

では、合意とします。

次に、5ページの「6. 説明責任と情報の共有」について議論します。ワークショップのまとめ整理案(行政)では、2ページから3ページです。では、運営会案の報告をお願いします。

高野委員 運営会案は「行政は、多様な方法により区政運営に関する情報の共有に努め、区民への説明責任を果たさなければならない」です。運営会の議論を紹介すると、この項目について、行政の「説明責任と情報の共有」と議会の「説明責任と情報の共有」としてそれぞれ該当するところに項目を設ける方法、つまり、2か所書き込む方法と、行政・議会を含めた「説明責任と情報の共有」として、1か所にまとめて書き込む方法の2つが考えられました。説明責任に関することは、検討項目7「議会の役割と責務」のワークショップでも意見が出てきたことから、を採用して、行政、議会それぞれのところに盛り込むこととしました。

ファシリテーター ここについて質問や意見はありますか。

委員 行政は誰と情報の共有をするのか。

委員 運営会でも同じ意見が出た。そのときに当然に区民との情報の共有であるという意見があったが、今も同じような質問が出ているから、「区民と」を入れたほうが良い。

ファシリテーター 「区民と情報の共有に努め」とした方が良いという意見がでましたが、それについていかがですか。入れるのであれば、「行政は、多様な方法により区政運営に関する区民との情報の共有に努め、区民への説明責任を果たさなければならない」としますか。

委員 住民だけで良いのか、区民とするのかという問題がある。よって運営会では、入れておかないことになった。そのことについても考えてほしい。

委員 運営会では、行政内部での情報の共有も必要であるということから、あえて入れないという意見もあった。

委員 今の話は、区民検討会議案9に意味が含まれているという議論を運営会で行った。

牛山教授 誰と共有するか分からないということであれば、「行政は、多様な方法により区政運営に関する区民との情報の共有に努め、説明責任を果たさなければならない」にしておき、区民について後で議論するほうが良いと思います。

委員 情報の共有は、議会と行政の共有も考えられる。

事務局 それは、先ほどの説明のように、議会の項目で議論します。

委員 そうならば、あえて区民とは言わず、原案通りが良い。

ファシリテーター 今の意見のように議会のことも考えると区民は入れない方が良いと思いますが、いかがですか。原案通り、「区民と」を入れなくてもよろしいですか。

では、合意とします。

次に6ページの「8. 参加と協働」の(2)に移ります。ワークショップのまとめ整理案(行政)では、3ページになります。では、運営会案の報告をお願いします。

高野委員 参加と協働は3つに分かれています。(1)は政策過程について、(2)は協働について、(3)は制度についてです。このうち、(2)が検討途中でした。(2)について運営会としては、前回、仮案としてお知らせしましたが、(仮)を取って、「行政は、地域課題の解決のために、区民との協働に努めなければならない」を運営会案とします。

ファシリテーター 今の報告について質問、意見はありますか。

無いようなので、運営会案のまとめ方で合意とします。

次に7ページの「10. その他」を検討します。ワークショップのまとめ 整理案(行政)4ページをご覧ください。では、運営会案の報告をお願いします。

高野委員 まず、運営会合意事項11についてです。「区長・議員の任期を明確に定める」という意見は条例には盛り込まないことになりました。

運営会案19についてですが、運営会として、まず、行政委員会(特に教育委員会)と連携を深めて政策を推し進めることが必要だということを確認しました。その上で、留意事項にあるように、検討項目 15「教育」での検討で、こうした趣旨を盛り込むことが予想されるので、ここでは例として挙げておくが、検討後、削除するとしました。ここまでは、先日の運営会で整理したことなのですが、今日のこの会議の直前にも運営会を開いていまして、この案19に関しては、運営会として、この文の趣旨は理解したということから、条例に盛り込まないことにしました

さらに、運営会合意事項12「議会は自らを律し、効率向上のため、員数減も目標を作る」という意見は検討項目7「議会の役割と責務」に移すことになりました。

ファシリテーター 今の報告について質問、意見はありますか。

無いようなので、このようなまとめでよろしいですか。

では、合意とします。

ここまでが、本日の検討項目となります。

そこで、みなさんにお諮りしたいことがあります。前回、今回と検討項目3「行政の役割と責務」、検討項目4「(仮)行政の運営」、検討項目6「情報の共有」、検討項目16「税財政」を検討してきましたが、合意した事項をまとめて、「区長の位置づけと役割」、「行政の役割と責務」、「職員の責務」、「行政運営」の4つに分類したいと思います。よろしいでしょうか。

高野委員 補足ですが、区長についての項目が多かったので、まずは「区長の位置づけと役割」という項目を設けました。そのほかとして、参加と協働や税財政をまとめて「行政運営」として、まとめました。

事務局 【資料1】 条例に盛り込むべき事項運営会案をご覧ください。

「区長の位置づけと役割」には案1～3が入ります。

「行政の役割と責務」は、案4～7です。

「職員の責務」は、案10、11です。

そして、「行政運営」は区民検討会議案8、9、12～18、20です。

案19は、取り下げられていますから、ありません。

検討項目の項目名称を変えるのではなく、検討項目3「行政の役割と責務」、検討項目4「(仮)行政の運営」、検討項目6「情報の共有」、検討項目16「税財政」を検討した結果、このような表題に振り分けて、分類したいということです。

委員 今の説明で、「区長の位置づけと役割」は「1. 区長」の(1)～(3)にあたるが、役割ということでは(3)だけではないか。

事務局 (1)が位置づけで、(2)と(3)が役割という考え方です。

ファシリテーター 他に意見はありますか。

事務局 覚書きについて補足があります。お持ちでしたら、前回の会議でお配りした「新宿区自治基本条例区民検討会議 検討経過報告書(21年度)(案)」の27ページ、28ページをご覧になりながら、本日の【資料1】をご覧ください。【資料1】条例に盛り込むべき事項運営会案において、いくつか覚書きとして指摘されている部分があります。これらは、「検討経過報告書」の27ページ、28ページのような記載の仕方覚書きになります。

また、本日の会議で、検討項目3「行政の役割と責務」、検討項目4「(仮)行政の運営」、検討項目6「情報の共有」及び検討項目16「税財政」については合意したということで、次回、合意した内容と覚書きを書いたものを皆さんに提示して、確認をしていただけます。

ファシリテーター 他に意見はありますか。それでは、このようなまとめ方でよろしいですか。

では、合意いたします。

では、本日の全体討議はこれで終わりとなります。